

○土木工事共通仕様書の制定について（平成 15 年 3 月 25 日 14 農振第 2562 号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">「土木工事共通仕様書」 目 次</p> <p>第 1 編 [略]</p> <p>第 2 編 工事別編</p> <p>第 1～2 章 [略]</p> <p>第 3 章 <u>舗装工事・道路改良工事</u></p> <p>第 4～5 章 [略]</p> <p>第 6 章 <u>排水路工事・河川工事</u></p> <p>第 7～20 章 [略]</p> <p>第 1 編 共通編</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 総 則</p> <p>1-1-1 [略]</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>(1)～(30) [略]</p> <p><u>(31)「遠隔確認」とは、監督職員が遠隔地においてウェアラブルカメラ等により撮影されたデータをパソコン等の機器により確認することをいう。</u></p> <p><u>(32)「施工段階確認」とは、設計図書に示した段階において、実施状況、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が立会又は遠隔確認により工事状況、工事に係る出来形等を確認することをいう。</u></p> <p><u>(33)～(38) [略]</u></p> <p>1-1-3～24 [略]</p> <p>1-1-25 監督職員による検査及び立会等</p> <p>1.～6. [略]</p> <p>7. 施工段階確認</p> <p>(1) 受注者は、<u>発注者が設計図書において施工段階確認の実施を指定した場合、監督職員の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(2) 受注者は、施工段階確認の具体的な実施方法について、施工計画書に記載<u>しなければならない。</u> <u>また、遠隔確認により実施する場合は、適用種別、機器仕様等を施工計画書に記載して、監督職員の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(3) 受注者は、施工段階確認を受けようとする場合は、<u>事前に監督職員と日時、実施方法の調整を行わなければならない。</u> <u>なお、監督職員は施工段階確認を机上で行う場合、又は現場技術員に行わせる場合は、受注者にあらかじめ連絡するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">「土木工事共通仕様書」 目 次</p> <p>第 1 編 [略]</p> <p>第 2 編 工事別編</p> <p>第 1～2 章 [略]</p> <p>第 3 章 <u>農道工事</u></p> <p>第 4～5 章 [略]</p> <p>第 6 章 <u>河川及び排水路工事</u></p> <p>第 7～20 章 [略]</p> <p>第 1 編 共通編</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 総 則</p> <p>1-1-1 [略]</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>(1)～(30) [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>(31)「施工段階確認」とは、工事に係る出来形（完成時に不可視となる部分）等を設計図書に示した施工段階において、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が立会等により確認することをいう。</u></p> <p><u>(32)～(37) [略]</u></p> <p>1-1-3～24 [略]</p> <p>1-1-25 監督職員による検査及び立会等</p> <p>1.～6. [略]</p> <p>7. 施工段階確認</p> <p>(1) 受注者は、<u>設計図書に示す施工段階において、立会いによる検測又は確認を受けなければならない。</u></p> <p>(2) 受注者は、施工段階確認の具体的な実施方法について、施工計画書に記載<u>するものとする。</u></p> <p>(3) 受注者は、施工段階確認を受けようとする場合は、<u>立会願を監督職員に提出しなければならない。</u></p>

改正後	現行
<p>(4) 受注者は、<u>立会又は遠隔確認</u>により施工段階確認を受ける場合は、施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出するものとする。なお、この場合受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付する必要はない。</p> <p>(5)～(6) [略]</p> <p>1-1-26～51 [略]</p> <p>第2～3章 [略]</p> <p>第2編 工事別編</p> <p>第1～2章 [略]</p> <p>第3章 <u>舗装工事・道路改良工事</u></p> <p>第4～5章 [略]</p> <p>第6章 <u>排水路工事・河川工事</u></p> <p>第7～20章 [略]</p>	<p>(4) 受注者は、<u>監督職員の立会</u>により施工段階確認を受ける場合は、施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出するものとする。なお、この場合受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付する必要はない。</p> <p>(5)～(6) [略]</p> <p>1-1-26～51 [略]</p> <p>第2～3章 [略]</p> <p>第2編 工事別編</p> <p>第1～2章 [略]</p> <p>第3章 <u>農道工事</u></p> <p>第4～5章 [略]</p> <p>第6章 <u>河川及び排水路工事</u></p> <p>第7～20章 [略]</p>